

令和 8 年 10 月 15 日

伊藤忠連合健康保険組合
理 事 長 齋 藤 一 也

令和 9 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 47 条 2 号の規定により、令和 9 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）が、
「410 千円（27 等級）」に決定されましたので公告いたします。

なお、この決定額は、令和 9 年 4 月 1 日より適用されます。

以上